

子の最善の利益と 司法の役割

Justice for the Child's Best Interest

～英国バリスターをお迎えして～

2019. **10/17** thu

17:00～20:00

会場：日本弁護士連合会

1701会議室

単独親権から共同親権・親責任へという親子法の大きなうねりの中で、また近年のDV法改正や最先端の生殖補助医療の進展の中で、英国司法実務は子の利益をどのように守ろうとしてきたのか。これら現代的な諸課題につき、英国の子供問題の専門バリスター(法廷弁護士)を講師として学びます。ふるってご参加ください。

コーディネート 松野絵里子(東京弁護士会)

講演1「親権制度の歴史と子供の最善の利益」

講師 Ruth Kirby・Rhiannon Lloyd(英国バリスター、4PB)

講演2「家庭内紛争の解決のプラクティスの中での子供の位置」

講師 Barbara Mills・Mark Jarman(英国バリスター、4PB)

講演3「生殖補助医療と親子関係」

講師 Charlotte Baker(英国バリスター、4PB)

質疑応答・意見交換

言語:英語・日本語(逐次通訳あり)

※シンポジウム終了後、懇親会を予定しています。

4PBは英国で最大規模の、そして最も有名な家族法専門の法律事務所です。現在、77名のバリスター(法廷弁護士)が所属しています。

10/5(±)

プレ研究会

対象:法曹・神奈川大学関係者

「英国家族法の現在」

講師:田巻帝子先生(新潟大学法学部教授)

日時:10月5日(土)午後3時～5時半

会場:日本弁護士連合会1703会議室

参加費無料
要事前申込

お申込:〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-18-12 ステュディオ虎ノ門811

日本女性法律家協会 tel:03-3578-1981 fax:03-3437-6188

e-mail:ICD45507@nifty.com

主催:日本女性法律家協会・神奈川大学法学研究所・神奈川大学国際人権センター

共催:日本弁護士連合会